

# 院外処方箋における事前合意院外プロトコル

吉野川医療センター

以下の項目については、薬局での患者待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、包括的に薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意がなされたとして、吉野川医療センター処方医への同意の確認を不要とする。

## 〈処方変更に関する原則〉

- 先発医薬品において、「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 処方変更は、各医薬品の適応および用法用量を遵守した変更とする。また、医薬品の安全性や溶解性、体内動態を十分に考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 患者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、理解と同意を得た上で変更する。
- 保険薬局に在庫がないという理由での変更は不可。
- 薬剤師の判断と責任のもとで変更を実施する。
- 医療用麻薬、抗癌剤、覚醒剤原料については、プロトコル対象外とする。

## 1. 各種問い合わせ窓口

- ① 処方内容（調剤に関する疑義・質疑など）

受付時間：平日午前8時30分から午後4時45分

TEL : 0883-26-2222 (代)

※オペレーターに診療科名・処方医名を伝えていただき、診療科にご確認ください。

- ② 保険関係（保険者番号、公費負担など）

受付時間：平日午前8時30分から午後4時45分

TEL : 0883-26-2222 (代) 医事課

- ③ プロトコルに関すること

受付時間：平日午前8時30分から午後4時45分

TEL : 0883-22-8686 (薬剤部直通) FAX : 0883-26-2312 (薬剤部直通)

## 2. 処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、以下の方法でトレーシングレポートでの報告をお願いします。残薬調整の場合は処方箋の送信に加え、該当箇所に記載をしたトレーシングレポートでの情報提供が必要となります（4項参照）。当院ではDr.JOYの薬薬連携機能システムを導入しています。Dr.JOYを通じた報告にご協力お願いいたします。

- Dr.JOYの場合：当院で公開している様式を用いてご報告ください。

- FAX の場合：当院の様式にご記入しご報告ください。 FAX : 0883-26-2312 (薬剤部直通)  
一般名処方により調剤を行った場合、又、銘柄名処方に係る処方箋について後発医薬品へ変更調剤した際の情報提供は原則「不要」とさせていただきます。必ずお薬手帳の発行・記載を行い、医療機関へ持参・提示するよう指導をお願いします。

### 3. プロトコルの内容

#### 【A】薬剤変更

##### A-1 成分名が同一の銘柄変更

- 例) キプレス錠 10mg ⇄ シングレア錠 10mg
- 先発医薬品同士、後発医薬品から先発医薬品も可。

##### A-2 内服薬・貼付剤の剤形変更

- 例) 錠剤 ⇄ OD錠、細粒、顆粒、液剤、カプセル、その他
- 軟膏→クリーム等の剤形変更は疑義の対象とする。

##### A-3 別規格製剤がある場合の規格変更

- 例) 内服薬 : 5mg 2錠 ⇒ 10 mg 1錠、10 mg 0.5錠 ⇒ 5 mg 1錠等  
軟膏、クリーム剤 : 軟膏 5g 2本 ⇒ 10g 1本、10g 1本 ⇒ 5g 2本への変更
- 貼付剤、軟膏剤、クリーム剤の変更は処方量の合計が変わらない場合のみ変更可
- 錠数の変化がある場合、必ず飲み忘れや混乱のないよう十分な説明と同意のもと、変更が可能と判断した場合に実施

##### A-4 簡易懸濁、半割、粉碎、混合指示追加・削除

- 例) 経鼻胃管等で錠剤内服が困難な場合 ⇒ ①簡易懸濁、②粉碎
- 例) 軟膏混合指示について、処方時の指示忘れが明確である場合
- 経鼻胃管等で錠剤の内服が困難な場合、説明と同意のもと薬剤の安定性、利便性から第一選択として簡易懸濁を推奨する
- 簡易懸濁手技に不安がある場合、また簡易懸濁不可の薬剤の場合、粉碎対応可能

##### A-5 使用歴のある合剤への変更

- 例) ザクラス HD 服用歴あり  
※入院中採用薬がなく単剤同士の処方に変更  
アジルバ錠 20 mg 1錠 + アムロジピン錠 5 mg 1錠 ⇒ ザクラス HD 1錠
- 以前服用歴がある配合剤が複数単剤となった経緯について、薬歴や患者面談から予測でき、合剤が望ましいと判断した場合
- 服用歴がなく、複数単剤を初回に合剤化する場合は疑義照会

#### 【B】日数（数量）変更

##### B-1 残薬がある場合の日数調節

- 薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬が確認された場合、投与日数を調整（短縮）して調

剤できるものとする（外用剤の数量の変更も含む。）

- ・ 残薬の持ち込みによる確認、あるいは患者への聞き取りを十分に行ったうえで減数調剤を行う。
- ・ 保険診療上の不都合が生じる場合があるため、1日以上の投与日数とすること（全削除は不可）。
- ・ 処方薬の追加、投与日数の延長については疑義照会にて対応する。
- ・ 院外処方箋の「保険医療機関へ疑義照会したうえで調剤」の項目にチェックがある場合は、疑義照会にて対応する。
- ・ 著しくアドヒアランスが不良な場合など事後連絡では治療上問題がある場合は、疑義照会が必要。
- ・ 残薬が生じた理由について、トレーシングレポートでの事後情報提供が必要。

#### B-2 次回受診日までの日数適正化

例) 次回受診日までに余るため 28日分 ⇒ 21日分

- ・ 隔日投与、週1回内服製剤、曜日指定投与等の薬剤が、他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の適正化。
- ・ 薬歴や患者面談上、処方間違いが明確な場合。
- ・ 削除・追加・投与日数延長について、プロトコルでの対応は不可、疑義照会が必要。
- ・ インスリン針のみ次回処方日までに限り数量の増減可能。

#### B-3 連日投与しない製剤の日数調節

例) 他の処方薬が28日分の場合

ボナロン経口ゼリー35mg 1包 起床時 28日分 ⇒ 4日分

#### B-4 連日投与しない製剤（「1日おき」や「月水金服用」などの日数調節指示のある薬剤）の日数調節

例) 他の処方薬が28日分の場合

ラシックス錠20mg 1錠 朝食後 1日おき 28日分 ⇒ 14日分

### 【C】指示追記

#### C-1 一包化指示の追記

患者希望及びアドヒアランスの向上が見込まれ、治療上必要性があると判断される場合は、一包化調剤できるものとする。

- ・ 上記以外の理由は、合意範囲外とする。
- ・ 別調剤等の一包化不可指示がある場合を除く。
- ・ 必ず患者に説明（服用方法、患者負担額と）後、同意を得て調剤する。
- ・ 安定性のデータに留意する。
- ・ 吉野川医療センターではリスク面から、原則として糖尿病薬、抗凝固薬、ステロイドの一包化は励行していない。また、適宜使用の可能性がある眠剤、下剤についても一包化を励行していない。

#### C-2 外用剤の用法追記

- ・ 用法指示が空欄または具体的ではない場合、使用状況などから「体」「全身」等漠然とした表現と判断される場合、具体的な用法が医師から患者へ口頭で指示、または薬歴上明らかである場合追記可。

- 指示の書き換えはせず、特に記載と本人聞き取りが異なる場合は疑義を行う。

#### C-3 内服薬の用法追記

例) ラシックス錠 40mg 1錠 1日1回

⇒1日1回「体重が70kgを越えた時」を追記

ボナロン経口ゼリー35mg 1包 起床時 週1回 ⇒週1回「木曜日」を追記

- 用法が「頓用」あるいは「回数指示」で具体的な用法記載がない、連日投与ではない薬剤で、服用日の記載がない場合、具体的な用法が医師から患者へ口頭で指示、または薬歴上明らかである場合追記可。
- 指示の書き換えはせず、特に記載と本人聞き取りが異なる場合は疑義を行う。

#### C-4 漢方薬・その他3種類（アルロイドG、プリンペラン、ナウゼリン）の用法追記

- 食前投与となっている場合は、その通り。
- 食後投与の指示の場合、「食前」に変更し、「食後投与も可」を追記し、説明すること。
- アルロイドGについて、食後投与の場合、「空腹時」「食間」「食前」等適宜変更し、説明する。

#### C-5 ドリンクミックス等フレーバーの味種類追記

- 患者の嗜好聞き取りにより、フレーバー変更、追記可能。

### 4. その他

- 処方変更された場合は、「お薬手帳」や「お薬説明書」での情報提供を徹底してください。
- 毎回の診察時に「おくすり手帳」を主治医に提示するよう説明をお願いします。
- アドヒアランスに問題があると判断し、残薬調整を行った場合は、「吉野川医療センタートレーシングレポート」の必要事項のチェックと詳細情報報告をお願いします。
- 吉野川医療センタートレーシングレポート等の情報は、吉野川医療センターホームページ→診療科・各部門→薬剤部 (<http://ja-ymc.jp/md/yakuzai/>) をご覧ください。

以上

2024年1月10日作成

2024年1月16日一部改訂（C-4 アルロイドGについて追加）

2024年4月26日一部改訂（処方変更・調剤後の連絡）

2026年1月27日一部改訂（各種問い合わせ窓口、処方変更・調剤後の連絡）

#### 《参考》薬剤師法（処方箋による調剤）

第二十三条 薬剤師は、医師、歯科医師または獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方箋に記載された医薬品につき、その処方箋を交付した医師、歯科医師または獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。